

## ご利用の流れ

①事前登録を行ってください。※事前登録ができていない場合は、ご利用いただけません。

右の「利用登録票」に記入して市役所にFAXまたは電話で申し込むと・・・

市役所から登録証を送付します。



新居浜市「おでかけタクシー」登録証 (新居浜市デマンドタクシー登録証)	
運行時刻表	
※1便 9:00~	※5便 13:00~
※2便 10:00~	※6便 14:00~
※3便 11:00~	※7便 15:00~
※4便 12:00~	※8便 16:00~
土曜日は※印の便のみ運行	

②ご利用の30分前までにお電話で予約してください。※ご利用の一週間前から予約可能です。



各エリアのタクシー会社が対応いたします。

川東エリアの方	47-3122	東雲タクシー
上部東エリアの方	43-7077	光タクシー
上部西エリアの方	47-0505	中萩タクシー



予約時に、①登録番号、②氏名、③住所、④ご利用日時、⑤目的地をお伝えください。

③ご予約の日時に順番にお迎えに伺います。

■自宅などの乗車場所

■乗合者の自宅などを経由

■目的地



帰り



行き



※人数や順番に応じて、お迎えに行く時刻は20分程度遅くなり場合があります。

### 利用登録票記入上の注意事項

- ★ 各世帯ごとに、ご提出ください。
- ★ ご家族の中で、利用予定の方全員をご登録ください。  
※年齢などの制限はありません。二人以上ご登録される場合は、「ご利用ご家族氏名」欄にお二人目以降の方を記入してください。
- ★ 電話番号は大切です。携帯電話をお持ちの方は、緊急時のご連絡のため、必ず記入をお願いします。
- ★ 「家の前が狭い」など、運転手に伝えておきたい情報がありましたら、「連絡事項」欄にご記入ください。
- ★ 利用対象地域外にお住まいの方は登録できませんので、ご確認ください。
- ★ 利用対象地域内であっても、既存のバス停留所から直線距離で300メートル以内にお住まいの方は、路線バスを利用していただくため、原則として利用できません。  
利用対象地域等について、ご不明な点がございましたら、市役所にお問い合わせください。

300メートル以内であっても、お身体のご事情などにより最寄りのバス停留所を利用して移動することが難しい方は、デマンドタクシーを利用できます。「連絡事項」欄にご事情を記入して、利用登録票を提出してください。

『新居浜市デマンドタクシー』

## 利用登録票

登録番号

住所	〒792- 新居浜市 町 丁目 番 号 番地の			自治会	
フリガナ		性別	男・女	生年月日	(大正・昭和・平成・令和) 年 月 日
ご利用者氏名					
電話番号	—			携帯電話番号 (緊急時・外出先からの連絡用)	— —
フリガナ		性別		生年月日	携帯電話番号 (緊急時・外出先からの連絡用)
ご利用ご家族氏名					
		男・女		(大正・昭和・平成・令和) 年 月 日	— —
		男・女		(大正・昭和・平成・令和) 年 月 日	— —
		男・女		(大正・昭和・平成・令和) 年 月 日	— —
		男・女		(大正・昭和・平成・令和) 年 月 日	— —
		男・女		(大正・昭和・平成・令和) 年 月 日	— —

★連絡事項 (身体的な状況やご自宅の周辺状況等、特に知っておいてほしい情報)

自宅からバス停までの直線距離 m 直線距離300m以内登録者該当 該当・非該当

※この登録情報は、『新居浜市デマンドタクシー』に関する目的以外には使用しません。

※ご家族の中で利用される方や利用予定の方全員のお名前をご記入ください。

※利用予定日の2週間前までに、新居浜市役所地域交通課まで郵送、FAX、メール、持参などによりご提出ください。(お急ぎの場合は、お電話でも登録できます)

### 【問合せ先】 新居浜市役所地域交通課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-66-7010 FAX：0897-65-1305

メール：koutsu@city.niihama.lg.jp